

平成21年度 第1回  
多摩市立学校の一定規模及び適正配置等に関する審議会（第3期）会議録

日時：平成21年5月22日 午後7時～8時45分  
場所：多摩市役所 第二庁舎会議室

教育部参事 皆さん、こんばんは。一定規模適正配置等の審議会の開催に当たりまして、ご多忙の中、またお疲れの中、市役所までお運びいただきまして、まことにありがとうございます。

本審議会は、当初2月からスタートしたいと考えておりましたけれども、委員の推薦をいただく点で期間を要したため、3カ月遅れての設置になりましたことをお詫び申し上げます。

それでは、定刻になりましたので、これより第1回の審議会を開催させていただきます。

事前に皆様方に資料を送付した中で、次第があるかと思えますけれども、その次第に沿って会のほうを進めさせていただきます。

それでは、第1回目の審議会でございますので、はじめに審議会委員の皆様の委嘱を行わせていただきます。教育長からお一人お一人に委嘱状を交付いたします。私のほうでお名前をお呼びしますので、教育長が皆さんの席に参りますので、その場で委嘱状をお受け取りください。

(委嘱状交付)

教育部参事 続きまして、次第2、教育長から、審議会の開催に当たりましてご挨拶を申し上げます。

教育長 皆様、こんばんは。今、教育委員会は、新型のインフルエンザで右往左往しておりますけれども、八王子まで来たというところです。今日はお忙しい中、夜分にお集まりいただきましてありがとうございます。

ただいま、委嘱状を交付させていただきました。当初の予定より3カ月も遅れまして、大変お待たせいたしました。皆様に委員をお引き受けいただき、心から感謝申し上げます。

審議会は、地方自治法及び市の条例に基づくもので、合議制の諮問機関でございます。教育委員会は審議会に諮問し、まとめられた答申を尊重して行政を進めてまいりたいと考えております。

さて、このたび第3期の審議会を設置した理由につきましては、後ほど諮問する文書の中にも記しておりますが、平成17年に定めました多摩市立小・中学校の一定規模及び適正配置等の基本方針の中で、通学区域の見直しの優先地区を設定し、特に児童・生徒への影響が大きい学校から通学区域の見直しを行うこととしました。この基本方針に基づき、学校の小規模校化が進む愛宕地区の通学区域の見直しについて諮問するものです。

本市の通学区域の見直しの取り組みは、平成元年に一定規模の審議会の前身である多摩市学区調査研究協議会に対して全市的な通学区域の見直しについて諮問したところから始まります。子どもの数は、小学校が昭和59年、中学校は昭和62年をピークに急激に減少したため、平成3年度から平成12年度までの間、学校の統合等、通学区域の見直しを実施してきました。しかし、その後も学校の小規模校化が進み、改めて小・中学校の新しい教育環境を整える必要が生じたため、平成17年に第1期の審議会から一定規模適正配置の基本的な考え方についての答申を受け、教育委員会は多摩市立小・中学校の一定規模及び適正配置等の基本方針を策定しました。その後、平成17年に設置した第2期の審議会

からの答申を踏まえ、竜ヶ峰小学校と多摩第二小学校、貝取中学校と豊ヶ丘中学校、さらに南豊ヶ丘小学校と南貝取小学校、北豊ヶ丘小学校と北貝取小学校の統合を決定し、順次実施してきております。

こうした経過を踏まえて、今回、この一連の見直しの最終段階となる愛宕地区の通学区域について審議いただくため、第3期の審議会を設置する運びとなりました。教育委員会は、学校の一定規模と適正配置を実現することは最重要課題の一つとしてとらえておりますので、見直しの審議に当たり、委員の皆様のお力添えを賜りますよう、よろしくお願いいたします。

以上、簡単ではございますが、第3期の審議会の発足に当たってのご挨拶といたします。どうぞよろしくお願いいたします。

教育部参事 ありがとうございます。

それでは、この後、正副会長が選出されるまでの間、事務局で一定規模を担当している私のほうで会を進めさせていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、次第の3番になりますけれども、委員の紹介に移させていただきます。

初めに、私のほうから今回の委員構成と委員をお願いするに当たった趣旨についてご説明させていただき、その後、今お並びになっている〇〇委員から順次、自己紹介を恐縮ですがお願いしたいと思います。

それでは、まず委員構成の関係でご説明させていただきます。お手元のほうに、当日配付で恐縮でございましたけれども、委員名簿がありますのでご覧ください。

委員は13名でいらっしゃいます。いずれも審議会条例の第3条に基づいておりまして、この審議会条例については、事前にお送りした資料の3ページのところに付しておりますので、そちらをご覧ください。

まず、学識経験者でございますけれども、教育に関して高い識見と経験をお持ちの方として、市立学校の校長経験者の方、また市内に大学があって、教育学を専門としている先生方をお願いしたところでございます。

次に、市立学校長の方々につきましては、小学校、それから中学校の校長会のほうに推薦を依頼いたしまして、ご推薦いただいた方をお願いいたしました。

次に、地域団体の代表の方々につきましては、今回の見直しの愛宕地区で、地域や青少年協で活動されている方をお願いしたところでございます。

次に、公募市民の方々につきましては、昨年12月から本年1月にかけて公募いたしまして、応募された市民の皆さんの中から作文等をもとに選考させていただき、4名の方に今回、お願いさせていただきました。

次に、区域代表の方々につきましては、昨年10月から対象校の保護者へ説明会を重ねてまいりました。そして、委員の推薦をいただいたお二人の方に今回お願いしております。なお、対象校である多摩第二小学校の保護者の会のほうからは、まだ推薦をいただいております。引き続き、推薦についての働きかけを努めてまいる考えでございます。

それでは、大変恐縮でございますけれども、順次、自己紹介をよろしくお願いいたします。

(委員自己紹介)

教育部参事 よろしくお願いいたします。ありがとうございました。

これで委員の皆様のご紹介が終わりましたので、次第の次になりますが、4番の正副会長の選出に移らせていただきます。

先ほど審議会条例を少しご紹介しましたが、資料の3ページのところの条例で、第5条を見ていただきますと、第5条が「会長及び副会長」ということで、「審議会に会長及び副会長それぞれ1人を置き、委員の互選により定める」となっています。第2項で、「会長は、審議会を代表し、会務を総理する」。第3項で、「副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する」ということでございます。役職についてはこのような職になりますけれども、委員の互選ということになっておりますので、これからその選出について話していただきたいと思いますが、その方法や内容についてはいかがでしょうか。急な話で恐縮ですが、この会を進めるに当たって、会長及び副会長がいらっしゃらないとなかなか会が進みませんので、その選出の方法ですが。

〇〇委員 過去、どのようなことだったかよくわからないのですが、この会の特性からも中立な観点からとか高い見識、豊かなご経験という観点から考えるときに、学識経験者の先生の中から会長、副会長をお願いするのはいかがかと思いますが、どうでしょうか。

教育部参事 ありがとうございます。中立、それから学識経験という立場で、名簿にもございますが、今回はお三方が学識経験者という種別の中で委員をお願いしております。そのようなご意見が今ございましたけれども、いかがでしょうか。特に異論がなければ、お三方のほうにお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「賛成」の声あり)

教育部参事 ありがとうございます。それでは、お三方のほうで、会長、副会長をお願いしたいと思うので……、お願いします、ぜひ。

(学識経験の3委員間で話し合い、〇〇委員が選ばれる)

では、〇〇委員、よろしいでしょうか。皆様、よろしいでしょうか。

(拍手)

教育部参事 では、ご挨拶をお願いいたします。

〇〇委員 これは大変な大役を仰せつかりましたけれども、皆さんのお話を伺って、子どものためにいろんなこと、最も良い方法を話し合っていきたいと思います。子どもは将来、ずっとこれから生涯教育の中で本当に自立して、自分の力で立っていかなければいけないのです。そういう観点からしっかりと、良い議論をし合っていければいいかと思います。皆さん方のご協力をぜひいただきたいと思います。よろしくお願います。

教育部参事 それでは、引き続き、副会長ですが。

会長 副会長をお願いしようと思うのですが。

(学識経験の3委員間で話し合い、〇〇委員が選ばれる)

教育部参事 では、〇〇委員ということで皆さん、よろしいでしょうか。

( 拍 手 )

教育部参事 ご挨拶をお願いいたします。

副会長 大変若輩者でございますが、皆さんとここで、今の通っている子どもたち、それから先々、小学校に通ってくる子どもたちのことを本当に一生懸命考えて、あのときの大人たちは良い話し合いをしてくれたなということが残るような、そういう場のお手伝いができるれば一番本望だと思っております。何ができるかわかりませんが、頑張りますので、よろしくどうぞお願いいたします。

教育部参事 よろしくをお願いいたします。

では、恐縮ですが、正副会長、席をお移りいただけますか。

(正副会長 移動)

教育部参事 次の議題が、教育委員会の事務局職員の紹介になっておりますので、ご指示いただければ、私のほうから紹介させていただきます。

会長 それでは、教育委員会の事務局職員の方々の紹介をお願いします。

(事務局職員紹介)

会長 それでは、諮問のほうに。

教育部参事 それでは、引き続き諮問をさせていただきます。

教育長より会長に対しまして諮問をさせていただきます。

資料の1ページをご覧ください。

( 諮 問 )

教育長 多摩市立学校の一定規模及び適正配置等に関する審議会（第3期）会長殿

多摩市教育委員会

通学区域の見直し等について（諮問）

「多摩市立学校の一定規模及び適正配置等に関する審議会条例」に基づき、「多摩市立小・中学校の一定規模及び適正配置等の基本方針」で示した優先地区内における学校の下記事項について諮問します。

記

## 1 諮問事項

—小学校—

### (1) 東愛宕小学校及び西愛宕小学校

- ・両行を統合することについて
- ・統合年度について
- ・統合新校の位置について

### (2) 上記統合校に隣接する小学校

・上記統合を基本として、隣接校の通学区域の一部を検討対象とすることについて  
—中学校—

(3) 中学校の通学区域

・上記隣接校の通学区域見直しを行う場合の中学校の通学区域変更について

2 答申期限

(1) 小学校 平成21年12月28日

(2) 中学校 平成22年 2月28日

「諮問理由」及び「諮問にあたっての教育委員会の考え方」については、ぜひお目通し  
いただいた上でよろしくお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

教育部参事 ありがとうございます。教育長はここで所用のため退席させていただきますので、ど  
うぞよろしくお願いいたします。

会長 それでは、ただいま諮問をいただきましたが、審議を始めさせていただきます。  
多摩市立学校の一定規模及び適正配置等に関する審議会（第3期）、平成21年度第1  
回審議会を開催いたします。よろしくお願いします。  
まずは、出席委員の確認を事務局に求めます。

事務局 それでは、ご報告させていただきます。  
ただいまの出席委員は13名。欠席の方はいらっしゃいません。多摩市立学校の一定規  
模及び適正配置等に関する審議会条例第6条第2項の規定のとおり過半数の委員の参加が  
ございますので、本日の審議会は成立しております。

会長 ありがとうございます。定足数に達していますので、それでは本日の審議会は成立いた  
します。  
次に、会議を進めるに当たり、まず申し合わせ事項等を審議したいと思います。会議が  
より進むための基本的な事項でございます。事務局から説明をお願いします。

事務局 では、引き続きまして申し合わせ事項をご説明させていただきます。  
まず、資料1の5ページをお開きください。こちらに「申し合わせ事項（案）」という  
ことで6点ほど記載しておりますが、主なものを3点、お話しさせていただきます。  
まず1点目としては、1番の審議会のあり方です。会議は原則として公開で行うという  
ことです。そのため、本日もいらっしゃいますが、毎回傍聴人がいらっしゃる中でご議論  
いただきたと考えております。ただし、「ただし書き」のとおり、出席委員の過半数の  
同意があれば、非公開で審議会を開催することも可能としております。  
2点目としましては、オブザーバー制度についてです。区域代表は、当該区域の市立学  
校1人につきお一人選出していただいています。学校を代表する委員であるため、区域代  
表一人につき二人までのオブザーバー登録ができるものとするをこの事項の案で記載  
しております。オブザーバーは、審議会から求められたとき、または審議会の承認を得て  
発言することができますが、審議会の委員としての身分は有しないというところを記載し

ております。

3点目と申しましては、会議録についてです。本審議会の会議は、毎回議事録を作成させていただきます。この議事録は、発言者が特定しないよう配慮し、多摩市公式ホームページに掲載します。そのため、記載内容の確認を行いますので、会長と会長の指名する委員の1名に内容の確認をお願いしたいと思っております。会議録の多摩市公式ホームページへの掲載は、会議後おおよそ三、四週間ほどを予定しております。

なお、審議についてはホームページで掲載しますが、この審議会についてのご意見、ご質問につきましては、ホームページからメールでのお問い合わせのほか、市長へのはがき等でも受け付けたいと考えています。

申し合わせ事項の案については以上です。

会長           ありがとうございます。これについて何か質問はございますか。よろしいでしょうか。  
                  （「はい」の声あり）

会長           それでは、質問、よろしいですか。では、ないようですので、申し合わせ事項については承認させていただきたいと思います。

                  なお、会議録の署名委員についてですが、お配りした名簿の順番ということにさせていただいて、本日は〇〇委員を指名したいと思います。確認をよろしくお願いいたします。  
                  引き続き、事務局から説明をお願いします。

事務局       次の点は、傍聴人遵守事項についてです。引き続きまして、先ほどの資料1、7ページをお開きください。

                  先ほど、審議会には傍聴人が参加する旨を説明させていただきましたが、その傍聴人に遵守していただきたい事項が、こちらに示しました「傍聴人遵守事項（案）」です。

                  主な点としてお伝えしたい点は、定員について、2の「傍聴人の定員」ですが、定員は20名とし、定員を超えた場合は、抽選により決することとしております。また、20名に満たない場合は、定員に達するまで随時入場させるものとします。審議会の申し合わせ事項についての説明は以上です。

会長           今の傍聴人遵守事項の件ですけれども、何か質問はございますか。  
                  （「結構です」の声あり）

会長           よろしいですか。質問はないようですので、申し合わせ事項については承認させていただきます。

                  それでは、傍聴人の方が入場いたします。

                  （傍聴人入場）

会長           よろしいですか。

                  それでは、傍聴人の方がいらっしゃいましたので、諮問内容の説明に入らせていただきます。

                  多摩市立学校の一定規模及び適正配置等に関する審議会（第3期）に対する諮問について、教育部長から説明をお願いします。

教育部長     それでは、資料１の１ページをお開きください。諮問内容についてご説明させていただきます。

まず、１の諮問事項です。小学校は、（１）東愛宕小学校と西愛宕小学校で、両校を統合することについて、統合年度について、統合新校の位置について。（２）東西愛宕小学校に隣接する小学校。東西愛宕小の統合を基本として、隣接校の通学区域の一部を検討対象とすることについて。

中学校は、（２）の隣接校の通学区域の見直しを行う場合の、中学校の通学区域変更について、でございます。以上の諮問事項について、貴審議会より答申をいただきたいと考えております。

２の答申期限です。小学校については平成２１年１２月２８日、中学校については平成２２年２月２８日まででございます。

３の諮問事項です。教育委員会では、１５ページの資料４にもありますが、平成１７年に定めました多摩市立小・中学校の一定規模及び適正配置等の基本方針の中で、通学区域の見直しの優先地区を設定し、特に児童・生徒への影響が大きい学校から通学区域の見直しを行うことといたしました。この基本方針に基づき、今回学校の小規模校化が進む愛宕地区の通学区域の見直しをするものでございます。

本市の通学区域の見直しの取り組みは、平成元年に一定規模の審議会の前身であります多摩市学区調査研究協議会に対し、全市的な通学区域の見直しについて諮問したところから始まります。当時、小学校が昭和５９年、中学校は昭和６２年をピークに児童・生徒数が急激に減少したため、平成３年から平成１２年までの間、学校の統合等を含む通学区域の見直しを実施してまいりました。

しかし、その後も学校の小規模校化が進み、改めて小・中学校の新しい教育環境を整える必要が生じたため、平成１７年に審議会としての第１期の審議会から一定規模及び適正配置に対する基本的考え方についての答申を受けまして、先ほども冒頭ご説明しましたように、教育委員会では、その基本方針を策定したところでございます。その後、１７年に設置した第２期の審議会からの答申を踏まえまして、現在まで、竜ヶ峰小学校と多摩第二小学校、貝取中学校と豊ヶ丘中学校、さらに南豊ヶ丘小学校と南貝取小学校、北豊ヶ丘小学校と北貝取小学校の統合を決定し、順次実施してきております。

こうした経過を踏まえまして、今回、一連の見直しの最終となる愛宕地区の通学区域についてでございますが、昨年８月より教育委員会で約１０カ月間、慎重に協議を進め、この５月８日の教育委員会定例会で第３期の審議会の設置と諮問を決定しましたので、本日、貴審議会に諮問させていただくものです。

４の「諮問にあたっての教育委員会の考え方」です。資料２ページになります。

東西愛宕小は、いずれも全学年単学級でございます。充実した学校教育のため、複数学級をめざし、通学区域の見直しが必要と考えます。両校の通学区域のあり方については、基本方針において、隣接する大規模な学校と接する通学区域の線引きの変更も手法の一つとして示していることから、多摩第二小学校の通学区域の一部も検討対象と考えております。なお、多摩第三小学校につきましては、大規模な学校ではなく、また施設的に対応可能な児童数の推移が今後も見込まれるため、今回の検討対象外ととらえております。

多摩第二小学校の通学区域を見直す場合、中学校の通学区域の変更も検討対象になります。



す。

統合時期につきましては、必要な準備期間を考慮して、平成23年度、または平成24年度を目途としております。

なお、統合新校の教育を充実する施策についても今回、特にご意見をお願いしたいと思っております。ご説明につきましては以上です。よろしくご審議のほど、お願いいたします。

会長           ありがとうございました。続いて資料説明をしていただいてよろしいですか。  
では、続けて資料説明をしていただいてから質問等を受けたいと思います。

教育部参事   それでは、お手元の資料で9ページのほうは、後ほど会議のスケジュールということでご説明させていただきます。

11ページ、右肩に資料2と書いてありますが、平成21年度教育委員会の教育目標と基本方針ということで、これは毎年度、教育委員会として、当該年度の目標、それから基本方針を定めているものです。東京都教育委員会との整合性も図りながら定めてきておりまして、11ページに、四角い枠で囲ってあります多摩市教育委員会の教育目標ということで、まず第1には、白い丸が3つありますけれども、人格の尊重、それから思いやりと規範意識のある人間、それから地域社会に貢献しようとする人間、自ら学び、考え、行動する個性と創造力豊かな人間ということで、このような人間の育成に向けた教育を重視していくことが謳われております。それから、大きな2つ目としては、学校・家庭・地域がそれぞれの責任を果たして、連携して行ふべきものということで、すべての市民が教育に参加することを目指しております。3点目には、社会教育の充実ということで、ここに3つの白丸がありますけれども、家庭・学校・地域と連携した青少年の健全育成、それから、社会教育施設の機能の充実などが書かれております。また、学習の機会や情報の提供による家庭教育の支援を講じていきたいということでございます。

裏のページには、基本方針ということで、大きく4点、掲げておりますけれども、「人権尊重の精神」と「社会貢献の精神」の育成。大きな2つ目は、「豊かな個性」と「創造力」の伸長。大きな3番は、「市民の教育参加」と「学校運営の改革」の推進。最後に、4番目は、「総合的な教育力」と「社会教育」の充実ということで、このような基本方針に沿って、多摩市教育委員会は今現在、行政施策を進めているというものでございます。

次に資料3でございますが、こちらはこれまでの多摩市における適正規模の取り組みということで、平成元年からの取り組みを書いています。時系列的なものになっておりますけれども、元々子どもの数が減り始めたのは昭和59年や昭和62年という、小学校と中学校は若干3年ほどずれておりますが、そこがピークで、その後、急激に減ってきたということで、平成元年から学区調査研究協議会——この名前は、ご存じの方もいらっしゃるかと思いますけれども、この一定規模適正配置の審議会の前身に当たる会ということになります。

平成元年からこの取り組みをしてきまして、それぞれ一次答申、二次答申ということで、ここに書いてあるとおり市内を4つの地区、A、B、C、Dに分け、ゾーニングをした中で、それぞれの適正配置、適正規模を検討してきました。必要に応じて学校の統合を行っ

できました。この取り組みは、平成12年11月で一定の区切りがされましたけれども、その後3年の間、様々な他の取り組みをしてまいりまして、この後にご説明する学校選択制の導入や、特色ある学校づくりなどもこの間に行ってきました。

そうした取り組みをしてきましたけれども、なお子どもの数が減り続けるという中で、平成15年に改めて第1期の一定規模適正配置の審議会を立ち上げまして、約2年間かけて、これからの子どもたちの望ましい教育環境はどういうものがあるかということで審議していただきました。この枠の中の3行目ですけども、17年6月に答申ということで、「適正配置の基本的考え方」、それから「一定規模及び適正配置の実現に向けて」という答申をいただいたところです。これを受けまして、平成17年10月、諮問ということで、下記の学校——もう既に今年4月に統合いたしました、竜ヶ峰小学校と多摩第二小学校、それから昨年統合しました豊ヶ丘中学校と貝取中学校をまず「最優先校」ということで審議会に諮問して取り組みをし、「統合すべき」という答申をいただきまして、その実施を図ってきました。

その次の、「最優先校に準ずる学校」ということで、豊ヶ丘、貝取、南野地区の4つの小学校についても答申をいただき、今統合準備委員会を開いております。南同士、北同士を平成23年度に統合するというので準備に入っております。そのことはその後に書いてあります。

平成19年12月に答申をいただきましたが、この4つの案というのは、先ほど南同士、北同士を統合するということだったのですが、その統合の仕方や区割りにつきましては、様々な案が出まして、その後教育委員会が議論し、昨年12月に議会の決定をいただいたということです。なお、統合する学校の名前については、議会のほうで再度、慎重に検討すべきということで、現在統合準備委員会で検討中という状況になっております。

これからご説明するのは、資料4の基本方針ですが、流れからすると少し戻りますけれども、平成17年9月に教育委員会が定めた内容をご説明させていただきます。これが当審議会の最も基本となる部分になっております。

こちらのほうは、16ページに全体の構成がありますが、17ページに「はじめに」があります。今申し上げた取り組みの流れがこちらに書いてあります。時間の関係で細かくは触れることはできませんが、真ん中から下のところを少しご説明させていただきます。

1の「一定規模及び適正配置推進の必要性」ということで、先ほど来、学校の小規模化の話をしておりますけれども、この四角い枠の中は、当時17年のデータでございますので、若干変わっております。竜ヶ峰小学校は統合いたしました。かわりにここに多摩第三小が入っております。今11クラスということで、一定規模は12クラス以上ということになりますので、これが入ってきます。それから、この後で学校基本調査の資料がありますので細かくは申し上げませんが、この中で新たに加わったのは、聖ヶ丘小学校です。ここは11クラスなので、今現在、小学校で一定規模を割っているのは11学校ということになります。

それから、中学校ですが、豊ヶ丘中学校は既に統合いたしました。諏訪中学校も対象から外れまして、東愛宕中学校は8学級と書いてありますが、現在7学級になっております。そこに聖ヶ丘中学校が入ってきてまして、7学級ということで、中学校のほうは現在2校ということです。現在一定規模を満たしていない学校が小・中合わせて13校ということに

なります。

(2) 教育効果についてですが、こちらのほうはお目通しになっていただけたかもしれませんが、小規模校も、ここには良い面もあるということを謳っております。例えば1人1人に目が行き届きやすくなるだとか、異学年の交流が図られやすいということがあるわけですが、一方で、児童生徒の成長・発達に必要な集団活動が十分できないだとか、クラス替えができない、それから、中学校では教科担任を専任で置けないとか、それから複数の教員による教科研究が十分できない。あとは、中学校の場合が特にそうですが、子どもたちの希望する部活動ができないなどデメリットもあるということで、このようなことも謳っておりまして、次のページですが、このように小規模校については克服できない課題が多く、メリットもあるもののトータルで勘案したとき、複数学級の利点が多いと考えておりまして、このことから、子どもたちの人間関係が発展し、学校の活性化につながる一定規模の確保を目指すということで、その一定規模の考え方が次にございますが、学校の一定規模に対する基本的な考え方を以下のとおりにするということで、①ですが、小学校については、各学年複数学級を確保する。それから②として、中学校については、各学年4学級以上を理想とし、最低3学級を確保するということでございます。これが基本的な考え方の一歩中心の部分になります。

4の適正配置の基本的な考え方は、次のページにまたがっていますが5点ありまして、当然一定規模の確保をするわけですけども、(2)で、通学距離及び通学上の安全確保。先ほど自己紹介の中でもお話がありましたが、通学上の安全確保もここで挙げております。それから(3)地域コミュニティと歴史的な背景の考慮という問題。そして、(4)1中複数小の確保ということを謳っております。

次のページの(5)は、学校施設の活用ということで、例えば学校統合を考えたときに、新しい土地を用意して、そこに学校を設置するのは、非常に経済的な観点から容易ではないということで、現在の施設の活用を基本とするということです。なお、統合に伴い、必要な施設設備の整備には努めていく考えです。

5は、「一定規模適正配置の実現」ということで、具体的な手法を(1)で示しております。一定規模の確保のために、通学区域を見直す具体的な手法は以下の2つの方法ということで、ただ、状況に応じてその手法を選択、または併用することを考えております。①通学区域の変更。これは、大規模校と小規模校が隣り合う場合は、線引きを変更するという方法。それから②学校の統廃合ということになります。それから併用ということになります。

そして、今回の対象という部分では、次ページに飛びますが、上から4行目の②のところ、和田、東寺方、落川、百草、愛宕、桜ヶ丘三丁目地区ということで、愛宕地区の2つの小学校と竜ヶ峰小学校の小規模化が進んでいるということで、特に著しく小規模となっている竜ヶ峰小学校は先ほどご説明したとおり統合されましたけれども、それから児童数の増加が見込まれ、施設上の対応が必要な多摩第二小学校は緊急度が高いため最優先しますということで、このような基本方針に基づいて、今回、諮問させていただいたところです。

なお、次ページは当初、平成17年に定めた全体的なスケジュールといたしますが、こういう見込みで教育委員会はしていきたいというふうに考えたものが一緒に添付されてお

ますが、統廃合というのは難しいものでして、私も担当してよくわかりましたが、このようなスケジュールを立てても、例えば竜ヶ峰小学校と多摩第二小学校は今年4月に統合ということなので、1年、ここでずれております。豊ヶ丘中学校と貝取中学校は予定どおり20年でございましたけれども、この南豊ヶ丘小学校以下4校につきましては、平成23年度に統合するということで、これも2年ほど遅れることになっております。そして、審議会（第3期）というところがありますが、本日設置させていただいた審議会になりますが、東西の愛宕小をご審議いただくということで、この審議会のスタートも、当初は19年度中に考えておりましたが、現実には本日ということになりますので、これも予定よりかなり遅れてきております。

当時考えたのは、平成23年度に統合、それから隣接校を含めた学区変更を考えておりましたが、これからのご審議でどのようになるかということで、既に諮問文の中では、23年度または24年度というように諮問したところでございます。少し長くなりましたが、この点についての資料の説明は以上です。

会長           説明がはやく進んでいったので、皆さん、聞き取れたでしょうか。今の件について、質問等がございましたらどうぞ。

今日は主として諮問内容の説明を理解していただくという形だと思いますから、わからないところがありましたら、どんどん質問してください。

それでは、また後で結構ですから、次の資料の残りを説明していただいてから、また何かありましたらどうぞ。

学校支援課長   資料5を説明いたします。資料の23ページをご覧ください。

こちらは、多摩市立小・中学校の児童・生徒数、学校数の推移を折れ線グラフと棒グラフにしたものです。今後の推計につきましては、第3回のお示ししていきたいと思っておりますけれども、こちらは現在までの推移を全体の動きとしてご覧いただきたいと思っております。

上の折れ線の部分が小学校の児童数、そして下の折れ線の部分が中学校の生徒数ですが、ご覧になっておわかりいただけますように、昭和46年の多摩ニュータウンの入居開始から児童・生徒数がどんどん増えてきてまして、小学校では昭和59年度がピークで、中学校では昭和62年度がピークでした。その後、減少してきておりますが、そうした児童・生徒数の変化に合わせまして、平成6年度以降、小・中学校の統廃合を行ってきています。現在の児童・生徒数は、小学校ではピーク時の約50%、そして中学校はピーク時の約40%となっております。

23ページのグラフは全体の動きをご覧いただくものですが、24ページのグラフは東愛宕小学校、西愛宕小学校、そして多摩第二小学校の児童・生徒数の変化をあらわしたものです。白抜きの四角が東愛宕小学校、そして黒丸が西愛宕小学校となっております。東愛宕小学校の変化をご覧いただきますと、急激に伸びた後で、昭和51年のところで急に減少しております。こちらは、この時期に西愛宕小学校と東寺方小学校が開校しまして、それに伴い学区変更を行っておりますので、こうした急激な減少が出てきています。三角形の多摩第二小学校の折れ線グラフのほうも、やはり同じ理由で昭和51年度に急激な減

少をしています。

現在、このグラフからもおわかりいただけますように、東愛宕小学校と西愛宕小学校は全学年で単学級という状態になっています。この減少傾向はこれからも続いていくのではないかと予想していますが、多摩第二小学校のほうは、平成20年度、21年度も増加傾向にあり、学区内にはまだ住宅建設の可能な空地がありますので、今後も増加の傾向は続いていくのではないかと見込んでおります。

25ページ以降、27ページまでは、それぞれの学校の児童数・学級数の変化をグラフにしてお示ししているものですので、ご覧いただければと思います。

それから、当日配付させていただきました学校基本調査の表ですが、今お話をさせていただいた内容をこちらの5月1日現在の児童・生徒数、また学級数というところでご確認いただければと思います。

2の多摩第二小学校は、多摩市の中で一番規模の大きい小学校になっています。そして、4の東愛宕小学校、9の西愛宕小学校をご覧いただくと、こちらは各学年とも1クラスという状態になっています。またこちらもご確認いただければと思います。資料5については以上です。

会長       今の件で質問はございますか。この学校基本調査が一番新しい表ですから、今のお話の中に基づいて参考にしていただくのですね。多摩第二小は764名です。東愛宕小119名で、西愛宕小134名、そういう状況になるそうです。今の教育部参事と、学校支援課長からのお話について、何か質問がありましたら引き受けられますけれども。

それでは、もう少し資料の説明がございますか。では、続いて説明をお願いしたいと思います。

学校支援課長   では、資料6についてご説明いたします。29ページをご覧ください。

皆様ご存じのように、多摩市では学校選択制を行っておりまして、平成15年度から実施を行ってきております。このたび、アンケート調査、またパブリックコメントを実施し、見直しをいたしました。29ページの資料6が21年度の学校選択制の実施に当たっての見直しについての内容になっております。

見直しの方針として、小学校、中学校それぞれ簡単な説明を書かせていただいております。その下に、①から③までの見直し方針を挙げさせていただいております。アンケート調査の中では、小学校も中学校もいずれも通学する学校の選択に当たっては、通学上の安全性や利便性の確保を第一に挙げています。そのあとは、各中学校の現在の特色などを見極めながら、充実した中学校生活を送るためにどこの学校を選ぶかという考え方で学校選択制を利用していらっしゃるということがわかりました。

そうしたアンケート調査等を踏まえ、実際に即した形で3点の見直し方針を挙げております。1点目は、小学校についてですが、選択できる学校を本来の指定校の隣接する学区の学校に制限するということです。こちらは、アンケート調査にありました通学上の安全性・利便性の確保が最も重視されているということと、実際の利用のされ方に基づいて決めたものです。

それから2点目ですが、こちらも小学校ですが、空き教室等施設の状況に照らして、受

入れの人数はきめ細かく学校ごとに決定していくと決めました。学校選択の趣旨を生かすという観点から、できるだけ学校選択の幅を広げていこうという考え方です。

3点目ですが、これは小学校・中学校についてのものですが、現在は、新しく新1年生として入学する方だけを対象にしておりますが、市外から転入される方についても学校選択制をご利用いただけるようにできないかと思ひまして、今、その運用の仕組みなどを検討するということで、実施に向けて検討していく方針を定めております。学校選択制の見直しについては以上です。

会長        今の件、よろしいでしょうか。学校選択制の件について説明がありました。これから検討されるものもありますけれども、よろしいでしょうか。〇〇委員、どうぞ。

〇〇委員    今の①、②、③番の下の方印で、「統廃合が検討されている学区については、小学校・中学校とも特別の配慮を行う。」と記載されていますが、これは具体的にはどのようなことですか。

学校支援課長    統廃合が予定されているような場合ですと、私どもは受入れの定員を定めて学校選択を実施しておりますけれども、実際に統廃合が行われて、今通っている学校とまた違う学校にと異なる学校の環境になるということが、やはり子どもたちの教育環境の中でマイナスであるという配慮のもとで、そのときの細かい状況に応じてですが、できるだけ円滑に、6年間の学校生活が続けられるように一定の配慮をしていこうというものです。

〇〇委員    それは、統合新校に行くことについて円滑にいくようにということですか。それとも、別のところに行く選択肢もありますよということですか。

学校支援課長    今、後でおっしゃられました「別のところに行く選択肢」というところです。

会長        〇〇委員、よろしいですね。

〇〇委員    ありがとうございました。

会長        今の配慮の件はわかったでしょうか。そのほか、よろしいですか。

皆さん、今日はどうだったでしょうか。基本的には、今日は諮問に関わることの説明をして、それを理解していただくということで、基本的にわかっていただくということが中心になりましたけれども、よろしいでしょうか。これから、いろいろそれに基づいて審議を進め、自由にご意見をいただく形になりますけれども、ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。では、そのところは一応皆さんに認めていただいたということで、これをもとにして今後進めていきたいと思ひます。

続きまして、審議のスケジュールに入ってよろしいですか。今後の会議進行上の確認事項として、審議のスケジュールについて事務局から……。

教育部参事 あと、若干、資料がありますので、簡単に申し上げます。

会長 もう少し資料があるそうです。では、どうぞ。

教育部参事 資料8、33ページになりますが、こちらは、今後スケジュールの中で現地のほうの視察をお願いできればと思っておりますので、その際にご活用できればと思います。施設整備台帳というものからコピーしたもので、それぞれ細かく凡例もあります。正確過ぎて少しわかりにくいかもしれませんが、学校の校舎と、運動場、それから通用門、プール、体育館それぞれ見取り図というか、台帳上のものになっております。あと、右下のほうには、建物用地保有の面積なども書かれておりますので、現地視察等を行う場合にはこれをぜひご活用いただければと思います。

次のページ以降も東愛宕小学校、次が西愛宕小学校、それから多摩第二小学校ということで、それぞれ台帳からコピーをとっております。もしわからない点がありましたら、またご質問とか、後ほどでも結構ですので、お尋ねいただければお答えさせていただきます。

それから、資料9もあわせてご説明させていただきますが、これは現在の多摩市立小学校の通学区域図ということで、青い線が小学校の通学区域になっております。今回、東愛宕小と西愛宕小のところはマークで塗ってありますが、それぞれの通学区域はこのような青い線で囲ったところがその内容になっております。

最後のページになりますけども、資料10もあわせてご説明させていただきます。これは通学路図ということで、東西愛宕小と、それから多摩第二小学校の通学路の図です。色が塗ってありますけども、道路に線が引いてあるところは現在、学校のほうで通学路として指定しておりまして、それを教育委員会に届けていただき、教育委員会が了承しているものです。今後、いろいろ学区の見直しを検討する際のご参考にしていただければと思います。また、現地視察を行うような場合は、通学路についても一部歩いていただくことも考えたりしているところです。

会長 地図については、適宜ご参考にしてくださいということです。今の件はよろしいでしょうか。参考にしてください。

それでは、審議の今後のスケジュールについて、それから会議日程等について事務局からお願いしたいと思います。

事務局 先ほどの基本方針のところで大きなスケジュール、17年に立てたスケジュールが21ページにございましたが、資料1の9ページをご覧ください。こちらに「審議会（第3期）会議スケジュール（案）」というところで載っております。

まず初めに、1回目は本日となっております。

2回目としては、まずは審議を始めるに当たり、学校を見てから審議を始めるというふうに考えるべきかと思いましたので、現地視察を載せております。これはまた後ほど、皆様にご意見を伺いまして決めていきたいと思いますが、まずは基礎調査ということで2回ほど考えております。

続いて、6月下旬から11月中旬までは、先ほどの諮問にありました小学校の項目につ

いてご検討いただきたいと考えております。（１）にあるとおり、東愛宕小学校と西愛宕小学校についてのことを検討していただくということと、（２）で、上記統合校に隣接する小学校について、１１月中旬ぐらいまで検討していただきたいと考えております。

この検討が終わると、大体１２回ぐらいになるかと思うのですが、１１月下旬に小学校についての答申をつくり始めていただきたいと考えておりまして、先ほども申し上げました１２月２８日が答申期限となっておりますが、１２月下旬に小学校に関しての答申を取りまとめていただいて、ご答申いただきたいと考えております。

続きまして、今度は小学校の関係で、隣接校の一部が統合校に含まれた場合、通学区域が当然変更となります。通学区域が変更となった際には、中学校の通学区域も当然検討対象となってきますので、小学校の通学区域が隣接校を伴い変更になった場合には、来年１月、２月で中学校に関しての検討と答申の取りまとめを考えております。

なお、こちらをご覧くださいますとおわかりになりますとおり、ほぼ毎月２回ぐらいのペースで審議会を開催していきたいと考えております。会議スケジュールについては以上です。

会長        今の話は概要、会議の今後のスケジュールですね。小学校の答申が終わる段階は１２月が目処ということです。その後、中学校に入るわけですけども。大体内容はおわかりでしょうか。よろしいですか。

では、あと日程ですか。よろしくお願いします。

事務局      今、会議スケジュールということでご確認いただきましたが、このような形で進めていく中で、当初お話ししたように、この会議は公開という形をとっておりますので、先に何回か会議の日程を決めさせていただきたいと考えております。それによって、広報やホームページ等で周知し、傍聴の方にご参加いただくという形をとっていきたいと思っております。本日、急で恐縮ですが、４回目までの予定をご確認させていただきたいと思っております。

その前に、先ほどのスケジュールの中で、まず初めに審議をしていく中で、実際の学校現場を見ていただかないと審議は進まないのではないかと考えるのですが、いかがでしょうか。学校を伺っていただくとなると平日、午前中という形になってくるのですが、まず学校を見て、それから議論という形が好ましいかと考えるのですが、どうでしょうか。

会長        どうでしょうか。今のような進め方について。まず現地を見てからということですが、いかがでしょうか。

（「ぜひ」の声あり）

会長        よろしいでしょうか。では、そのようにさせていただきます。

事務局      ありがとうございます。

ご了承いただきましたので、２回目のスケジュールとしては現地の視察、学校を見て回るということを考えております。

こちらに関しましては、一応学校のほうの都合も先に確認させていただきました。その



中で、6月29日か30日のいずれかで行いたいと考えております。先ほども申し上げましたとおり、29日、30日いずれも午前中に行いたいと考えておりますが、恐縮ですが皆様、都合の悪い日のほうにお手を挙げていただいて、挙手の少ないほうに第2回の審議会の候補日として考えたいと思うのですが、よろしいでしょうか。

会長            よろしいですか。

（「はい」の声あり）  
（現地視察の日程調整）

会長            では、6月29日の午前中にさせていただきますが、よろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

事務局          わかりました。では、今、決定していただきましたので、6月29日、月曜日を2回目の候補日とさせていただきます。

では、当日の話ですが、旧公民館やまばとホール前の駐車場付近、こちらを出て上に登っていただいたところに駐車場がございます。こちらにお集まりいただきたいと考えております。その後、対象となる3校を訪問して、校長先生からお話を伺いたいと考えております。

なお、資料10で、東愛宕小は黄色、西愛宕小は緑、多摩第二小学校は茶色で通学路を書いております。この通学路のほうも一部歩いて確認したいと考えておりますので、動きやすい服装でお願いしたいと思います。

また、今口頭で申し上げただけではなく、細かいところをご通知いたしますので、お待ちください。

では、第2回は6月29日ということで、先ほども申し上げたとおり、第3回、第4回についても決めさせていただきます。こちらは事務局の都合ということで恐縮ですが、先ほどと同じように候補日をお伝えし、その中でお決めいただきたく思います。まず第3回ですが、7月13日月曜日、14日火曜日の2日間を第3回の予定として考えたいのですが、いかがでしょうか。

（第3回審議会の日程調整）

事務局          では、第3回の候補日として、7月14日火曜日、今日と同じ7時からとさせていただきます。

引き続きまして、第4回目の候補日として7月29日水曜日。飛びまして、8月4日火曜日の2日間になるのですが、こちらのご予定はいかがでしょうか。

（第4回審議会の日程調整）

会長            では、7月29日の夜7時にさせていただきます。よろしく申し上げます。

事務局          では、4回目は7月29日の夜7時からということで、また次回、お集まりいただいたときに、それ以降の日程をお諮りしたいと思っております。

会長            どうもありがとうございました。よろしく申し上げます。

それでは、今までのことについて、今日はスムーズに流れましたが、何か聞いておきたいこと等、意見がありましたらこの際、意見交換の時間を少しつくってありますから、どうぞおっしゃってください。

〇〇委員　すみません、何度も。よろしいでしょうか。

会長　どうぞ、〇〇委員。

〇〇委員　今日、学校のほうからいろいろ持ってきたことが2点ありまして、まず、先ほどオブザーバー制度のことが承認されたかと思うのですが、この部分で、オブザーバー制度というところで、「メモで会長に申し出る」という一文があるのですが、これは具体的にどのようなにするのですか。

会長　では、説明をお願いします。

教育部参事　十分な説明がなく申しわけありませんでした。このメモというのは、要するに紙で、発言したいのですが、ということで会長のほうに出していただく、その程度のものです。というのは、オブザーバーの方が今後、出席されると思いますが、「はい」と手を挙げていきなりお話を始めてしまうと、結局、会議の流れが止まってしまうので、一応会長、声ではなく、メモを渡して、事務局を通してすぐお渡ししますので、それで会長が適宜判断し、皆さんに諮って、「では、ここで発言をお願いします」とかという話になりますので、そういう意味で簡単なメモで結構です。

〇〇委員　それはオブザーバーの人が、「発言があります」というメモを……。

教育部参事　いえ、委員の方でもどちらでも、意思を伝えていただければ結構だと、事務局は考えているのですが。

会長　よろしいでしょうか。審議をスムーズに進めていくための1つの方法ということで、よろしいでしょうか。

〇〇委員　それは大丈夫です。

あと、もう1点ですけれども、今日ここに市の方のボイスレコーダーが置いてあるかと思うのですが、うちの学校のPTAのほうの希望で、小規模校ですし、PTAのほうもとてもこの統廃合に関しては心配もしています。より正確な情報をなるべく早く知りたいという要望がありまして、ボイスレコーダーの持ち込みをさせていただけたらというお願いですが。

会長　その件はどうですか、皆さん。そういう点について。

〇〇委員　でも、一応ホームページ上では、だれが発言したとか、そういうことは一切伏せている形になっているのですよね。ボイスレコーダーだと、基本的にはだれがしゃべっているというのがわかるのが現実ですが、その辺の情動的な部分では、どんなものなのでしょうか。

会長　そうですね、私が例えば委員の名前を言って、話しますよね。どなたがどうしたとなるから、皆さん方がやりづらいとか、そういうことがあって、本当に思うとおりの発言がしにくくなってくると、本当に良い審議ができなくなっていく。内容的なものは、それぞれの方がそれぞれ正確に伝えることはできますから、そのことは努力していただかなくてはいけないのですけども、そういうことはホームページでも全部流せるのですが、そういうことを考えたときに、どうですか、皆さん方。ここでそれは決めていただいているのですが。

〇〇委員　そうですね、皆さん、それぞれの代表で来ていらっしゃるから、だれが発言したかというところまで普通の議事録では載せないほうが。そのほうが、私たちがこれからいろんな意見を言っていくとき、発言しやすいと思いますよ。例えば〇〇委員自身の発言もしやすいと思う。

〇〇委員　だれがどう言ったとかいうことは、それは……。

〇〇委員　でも、結局入ってしまうということはそういうことですからね。で、きちんと公式の議事録として、「今のカットね」なんていうのだってあり得るわけですから、公式の議事録となったものをオープンにする形にしておいたほうが私は良いと思いますけど。特に私はすぐ失言する人だから、「あ、今のなし」って言いたいから。変な言い方だけど。

〇〇委員　それぞれ地域の立場とか、いろんな思いがあると思うのですけども、私たちも地域に住んでいるので、やはりその辺の部分で、かなり微妙な部分で言いたいことも言えなくなってしまうというのは良くないかなというのは現実ですよね。

〇〇委員　これは、1つは、例えばなぜ公開するときに無記名になるかといったときに、例えば今のような各委員の方々の思いを出すときの自由さもあるのですが、もう一つは、もしかしたら審議の内容の中ですごく細かな、プライバシーの発言が出る場合もあると私は思うのです。

そのときに、公開する場合は、ある程度、会長、あるいはそのときの事務の方々がきちんと公開しても差し支えないことに多分できると思うのですけれども、そういったこともボイスレコーダーで記録として、生で残してしまいますと、それが漏れてしまうという可能性もあり得ると思うのです。

その両方を考えると、今委員の方々がおっしゃったように、ここは申しわけないのですが、審議会の公式の議事録は公式なものですから、そちらのほうを使っていただくということが……。そのかわり、できるだけ速やかに我々、委員の方からその情報を欲している方に伝えることが義務だと思うのです。会長、そうですね。

会長            そうですね、よろしいでしょうか。

〇〇委員        わかりました。PTAのほうにはそのように伝えます。

会長            では、そのようにさせていただきますが、よろしいでしょうか。

（「いいです」の声あり）

会長            よろしくお願いします。

ほかの委員の皆さん、よろしいでしょうか。何かご意見は。〇〇委員、いろいろありがとうございました。

それでは、今日は主として諮問内容やそういうことに関わることの基本的な話をいろいろ確認していただく形になりましたが、今後、どうぞ自由に、本当に子どものために良い方向でぜひ議論いただければありがたいと思っております。

次回の会議の日程は、先ほどありましたね。もう一回確認して終わりにしたいと思えますけども。よろしいですか。

では、その他、何かございますか。

事務局        委員の皆様の報酬についてお知らせさせていただきます。

本審議会におきまして、委員の皆様は市の非常勤特別職の職員に位置づけられまして、条例に基づき報酬を支給いたします。

報酬は、日額で定められておりまして、開催日数に応じ月単位でまとめて翌月10日までに、多摩市に登録されている皆様の口座に振り込ませていただきます。

なお、まだ口座の登録がされていない方につきましては、事前に資料送付時に同封させていただいた口座振替依頼書をこの会議終了後に事務局までご提出いただければと思います。よろしくお願いいたします。

会長            よろしいでしょうか。

事務局        引き続きまして、2点ほどお話しさせていただきます。

まず1点目、情報提供になりますが、今回の審議対象となっている多摩第二小学校ですが、来週5月30日に運動会が予定されております。ご都合がよろしければご覧いただきたいと思っております。

2点目ですが、先ほどご質問でも出ましたオブザーバー制度は、皆様に利用をお認めいただいております。区域代表の方でオブザーバー制度を希望される場合、ご提出いただきたいものがございます。それをお渡ししますので、お残りください。

会長            多摩第二小の運動会の日をもう一度確認したいと思います。

事務局        多摩第二小学校の運動会は、5月30日、来週の土曜日になります。

会長           もしご都合がございましたら行ってみたいということですが、  
どうぞ。

〇〇委員     オブザーバーをこれから2名選出するのですが、第2回の学校視察から参加してよろしいのでしょうか。

教育部参事   趣旨からするとそういうこともあるとは思いますが、一応会議の補助ということで、  
現地視察のときには想定しておりません。また細かい話かもしれませんが、例えば現地に行きますので、万が一怪我をされたとか何かあったときにも、委員の皆さんは公務災害補償の対象になりますけども、一緒した方は対象になりません。身分的には違うわけです。  
ですから、あくまでも会議の補助ということで、こういう場のときをお願いしたいということで、3回目からぜひお願いしたいと思います。

〇〇委員     それと、もう1点。第2回の学校視察のときの集合場所が、公民館と先ほどおっしゃっていたのですが、かえで館のことですか。

会長           こちらの旧公民館ですよ。

事務局       そうです。

事務局       今の集合場所の件でよろしいでしょうか。まだ詳しい日程をお出ししていないので恐縮ですが、場合によっては、お近くの学校からということも当然考えられますので、そのときにはこちらにお集まりいただくというのではなく、直接学校でお会いするという形も考えたいと思います。そのときには別途調整させていただきたいと思っております。

会長           また通知で……。

事務局       お手紙を差し上げたいと思っております。

会長           よろしいですか。

〇〇委員     わかりました。

会長           よろしいでしょうか。  
本当に忙しい中、今日はありがとうございました。事務局、よろしいでしょうか。  
今日はこれで閉会させていただきます。どうもありがとうございました。